

【医療関係者への周知・広報】

- 医療機関が実施する医薬品の安全使用のための研修等において、積極的に救済制度を取り上げ、機構の「出前講座」や「eラーニング講座」を活用してもらえよう、関係団体あてに通知を発出するなど働きかけを進めていく。
- 出前講座は、引き続き、対面・オンラインの形式を問わず医療機関等からの要請に積極的に対応する。
- eラーニング講座は、統計データ等の更新・充実を図るなど、さらなる視聴・受講を促していくとともに、引き続き、医療系学生への教育でも積極的な活用を促していく。
- 集中広報期間において、記事広告を刷新し、医療系専門誌への掲載を行うとともに、関係学会での周知・資材配布などを行う。

【一般国民への周知・広報】

- 集中広報期間において、引き続き、マスメディアとインターネットメディアを組み合わせ各メディアの特性を踏まえた広報を展開する。
- テレビCMにおいて、著名人を起用し、より印象度・訴求力の高い動画を制作するとともに、昨年度比で放映本数を倍増する（※）。併せて、昨年度実施しなかった新聞広告も実施する。
※）広告会社を使った集中広報の契約期間を2年間とし、1年目の広報予算は新動画の企画・制作に配分し2年目は新動画の放映・配信費用に重点配分する。
- 医薬品使用の機会を捉えた広報として、引き続き、電子版を中心としたお薬手帳での制度案内の推進、医療機関・薬局のデジタルサイネージでの広報等を行う。

【周知・広報活動の効果測定】

- 一般国民及び医療関係者の救済制度に対する認知度・理解度等を把握するための調査を実施する（※）。
※）認知度等の経年変化を正確に把握するため、中期計画期間内（令和6～10年度）は同一の調査会社と複数年契約を結ぶ。
- eラーニング講座の視聴・受講者数や特設サイトへのアクセス数等を把握する。

健康被害救済制度 広報関係予算の年次推移

(単位：千円)

年度	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
予算額 (庁費のみ)	140,794	133,666	98,460	96,145	93,512	105,651	104,571	86,633	94,693	94,693
対前年度増減額	△44,408	△7,128	△35,206	△2,315	△2,633	12,139	△1,080	△17,938	8,060	－